

8月の無料相談

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日	13:00~16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士) ※予約制
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		要望、苦情、意見など (担当職員)
司法書士相談	5日(水)	13:00~15:00		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題 (司法書士) ※予約制
行政書士相談	20日(木)	13:00~16:00		遺言書・相続・贈与などに関すること (行政書士) ※予約制
総合労働相談	14日(金)	13:00~16:00	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど (社会保険労務士) ※予約優先(☎029-226-3296)
土地家屋調査士相談	5日(水)	13:00~15:00	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること (土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)
行政相談	19日(水)	13:30~15:30	新治総合福祉センター(☎内線2376)	国や法人・県に関する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
税務相談	4日・11日・18日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること (税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)
心配ごと相談	水・金曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター「さくらんぼ」 (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センター「ほか」 (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること (早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00	青少年センター (ウララ2 8階 ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員) ※電話相談可
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員・弁護士)
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
結婚相談	6日・20日(木)	15:00~16:30	まちなか交流ステーション「ほっとOne」 (☎879-8815)	結婚相談 (県マリッジサポーター)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること (生活相談員)
ひきこもり専門相談	18日(火)	10:00~12:00	土浦保健所 (☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと (専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。
精神保健相談(一般精神)	21日(金)	14:00~16:00		精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) ※予約制。1日2件まで。 日時が変更になる場合があります。
精神保健相談(老人精神)	4日(火)	14:30~16:30		
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日	男女共同参画センター (ウララ2 6階 ☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど (専門の女性カウンセラー) ※予約制
	法律相談	8日(土)		
	一般相談(外国人相談を含む)	6日・20日(木)	月曜休館	法律が関係する困りごと (女性弁護士) ※予約制
	DVヘルプライン(電話相談)	7日・21日(金)		13:00~16:00
		20日(木)	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力など、 女性のさまざまな悩みごと

光サービスの乗り換えは慎重に！

消費生活センターから

☎823-3928

《相談事例》

これまで特定の事業者が提供してきた光サービスが2015年2月より他の事業者も販売できるようになりました。それにともない電話勧誘などの営業活動が活発化しています。

各事業者が独自の販売モデル(プロバイダや携帯電話、固定電話通信契約、各種オプションサービスを含むセット販売など)で売り出しているため消費者が契約先を選ぶにあたり比較検討するのが難しくなっています。安さをうたっている、後で有料になるサービスが含まれていたり、契約期間の縛りや中途解約時の違約金などの規定がある場合もあります。

契約内容をよく理解できない状況で契約しトラブルになるケースもみられます。乗り換えにあたっての注意すべきポイントをまとめました。

《注意すべきポイント》

- ①光サービス提供者を変更する場合は利用者自らが「転用承諾番号」の申込手続をする必要があります。
- ②今のプロバイダに契約解除の申し出が必要な場合があり、契約解除料が発生するケースもあります。
- ③サービスの切り換えによりメールアドレスの変更や今までのサービスが使えなくなることがあります。
- ④乗り換え完了後に契約を解除する場合は、契約解除料が発生したり電話番号が変わったり、再度工事が必要になる場合があります。

以上のポイントを参考に、乗換契約をする前にサービスの内容や契約条件を十分に確認し検討しましょう。困った時は消費生活センターに相談しましょう。